

ろうきん 企業年金 NEWS

生活応援バンク
ろうきん

第25号

1. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律案が成立し、公布されました

- 5月衆議院可決により成立
- 法改正の内容について
- 個人型確定拠出年金の加入可能範囲の拡大について
- ろうきんの取組みについて



1. 5月24日衆議院可決により成立し、6月3日公布されました

参議院における継続審議法案であった

第189回国会に提出されていた「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」は同国会中衆議院で可決されたものの参議院では審議未了になり、第190回国会に継続審議となり審議状況が注目されていました。

参議院では4月15日に可決され、再度衆議院で審議が行われ5月24日に可決・成立し、6月3日公布されました。

2. 法改正の内容について

今回の改正法成立による確定拠出年金の改正事項は以下のとおりです。また、この法律の成立により確定給付企業年金法も一部改正が行われますので注目されています。各項目の施行時期及び詳細については今後確認が取れ次第、皆様にお知らせして参ります。

まず、制度の普及と拡大のための項目として以下の4項目があります。

- (1) 個人型確定拠出年金の加入可能範囲の拡大
- (2) 中小企業向けの新たな制度の創設
- (3) ポータビリティ（異なる制度間の資産の持ち運び）の拡充
- (4) 掛金拠出・限度額管理の年単位化



次に、年金資産運用改善のための項目として以下の2項目があります。

- (5) 企業型確定拠出年金における運用商品に関する見直し
- (6) 企業型確定拠出年金における継続教育及び運営管理業務の委託に関する見直し

3. 個人型確定拠出年金の加入可能範囲の拡大について

今回のニュースでは最も施行時期が早く、かつ私達勤労者が生涯生活設計を考える上で大きく影響を受けるとされる「個人型確定拠出年金の加入者範囲の拡大」について法改正に至った背景と現時点で想定される事柄についてご説明したいと思います。

(1) 背景

確定拠出年金は公的年金の補助的役割を担う老後の資産形成手段として位置付けられており、企業型であれ個人型であれ、いったん制度加入者になりますと一部例外はあるものの、60歳に達するまで制度脱退・資産解約はほぼ不可能な制度です。そのため、**確定拠出年金を「企業型から企業型、あるいは企業型から個人型、個人型から企業型」というように個人別の年金資産を「持ち運び＝ポータビリティ」を活用しながら継続的に資産形成をしていくことになります。**

しかし、**現行法ではポータビリティを活用し、継続的な資産形成を続けることは非常にハードルが高く、結婚・出産・育児・介護等により離職し配偶者の扶養家族（国民年金の第3号被保険者）になってしまう場合、あるいは近年増加している**

企業の事業再編とM & A等により離職した場合、再就職先の退職給付制度によっては掛金の積み上げができず、資産運用しか認められない「運用指図者」になり、低金利と市場の変動が激しい昨今では「個人型確定拠出年金の口座管理手数料（年約4,000円前後）の分だけ毎年年金資産が目減りする。」という矛盾が生じ、**個人型確定拠出年金制度が時代環境に適合していないこと、制度の普及・利用が進まないこと、企業型から個人型に制度移換する手続きを放棄してしまう人（自動移換者）等の増加を解消することが課題となっていました。**

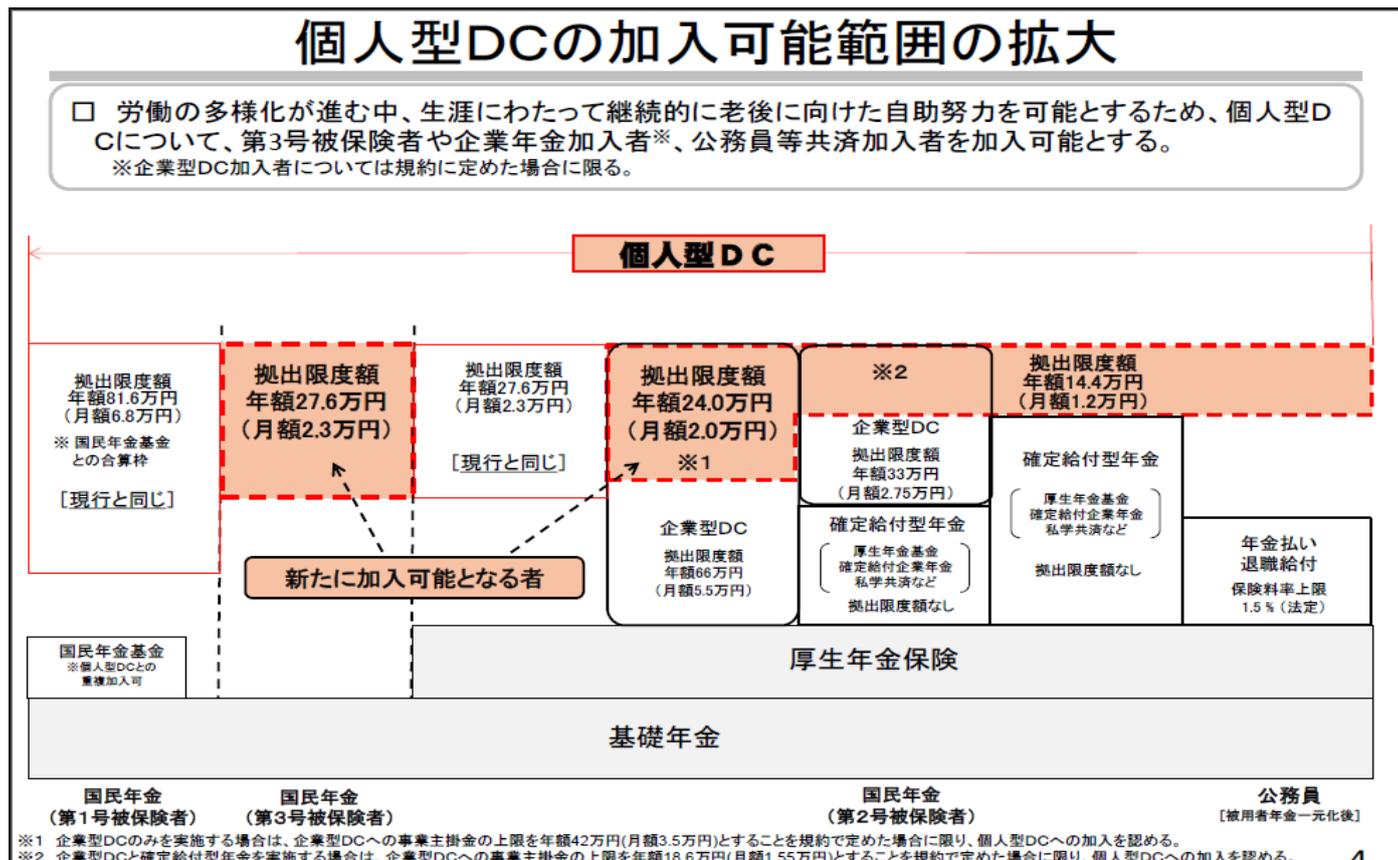
(2) 法改正による勤労者の生涯設計への影響

今回の法改正により、以下の図のように**個人型確定拠出年金の適用・利用範囲が拡大されることになり、ほぼ全ての勤労者が確定拠出年金を利用可能となります。**

確定拠出年金の**掛金は「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除の対象**となりますので、「**節税ができる制度**」という**大きなメリット**があり、注目されていくと思われます。

ただし、残念ながら、サラリーマンの扶養配偶者（専業主婦・夫）である**国民年金第3号被保険者は掛金拠出をしても、必ず小規模企業共済等掛金控除による税負担軽減効果が受けられるわけではありません。**しかし、**個人型確定拠出年金で利用できる金融商品、特にリスク商品は金融機関の窓口で求める同様の商品より圧倒的に諸手数料が低いものが大半**であり、**運用収益は非課税**です。また、**一般の「定時定額投資」よりも気軽に少額からコツコツと利用することが可能であるという魅力はもっと注目されてもおかしくありません。**

いずれにせよ、確定拠出年金は老後に向けた資産形成ツールの新たな選択肢としてクローズアップされることになりそうです。



厚生労働省 第15回社会保障審議会 企業年金部会資料より

4. ろうきんの取組みについて

皆様に正しく情報をお伝えし、制度をご利用いただくために**秋口**にかけ**各地でセミナーを開催する予定**です。また、**労働組合の学習会やイベントに、職員を講師派遣することも積極的に対応してまいります**ので、お近くの労金にご相談ください。